

埼玉県下水道局資格受験費用補助要綱

平成25年6月24日

下水道局長決裁

最終改正 令和3年12月14日

第1 趣旨

この要綱は、下水道局において、事業に必要な法定資格の取得のみならず、事業に関する資格取得に挑戦し、自己啓発に取り組む職員を積極的に支援するため、資格受験費用補助の実施に関して必要な事項を定める。

第2 補助制度の対象と内容

当該補助制度は、下水道局に勤務する職員（再任用職員、週29時間以上勤務する非常勤職員を含み、週29時間未満勤務する非常勤職員、臨時職員は除く。以下同じ。）を対象とし、別紙1に掲げた下水道業務法定資格試験及び業務関連資格試験を受験した職員に予算の範囲内で受験料相当額を補助するものである。

補助対象額は、下水道業務法定資格を受験した者については受験料の全額、業務関連資格を受験した者については、受験料の半額とする。

当該費用補助の額は、当該年度1人当たり1資格分とし、2万円を限度とする。

また、申請額が予算額を超過する場合は、予算額の範囲で応分した額を補助する。

補助は、当該職員の有する銀行口座への補助金額の振込の方法で行う。

第3 費用補助の申請

費用補助の申請は、次に掲げるとおりとする。

1 申請方法

職員は、補助を受けようとするときは、様式1「下水道局資格受験費用補助申請書（以下「申請書」という。）」に必要事項を記入し、下水道局長あてに提出するものとする。

2 添付書類

当該申請には、別紙1に掲げた資格の受験料の支払いを証する書面（申請者あて原本）を添付するものとする。

ただし、受験料の支払いを証する書面（原本）は、事務局で原本であることを確認し、写しを取った後に返却するものとする。

3 申請期間

費用補助の申請は、当該年度に受験した資格について、1月末日までに行うものとする。

下水道局資格受験費用補助対象資格

① 下水道業務法定資格（受験料の全額が補助対象）

No	資格名
1	第1種下水道技術検定
2	第2種下水道技術検定
3	第3種下水道技術検定
4	技術士
5	技術士補
6	第一種電気主任技術者
7	第二種電気主任技術者
8	第三種電気主任技術者
9	エネルギー管理士

② 業務関連資格（受験料の半額が補助対象）

No	資格名
1	土木施工管理技士一級
2	土木施工管理技士二級
3	測量士
4	測量士補
5	第一種電気工事士
6	第二種電気工事士
7	電気施工管理技士（1級）
8	電気施工管理技士（2級）